

質問・意見	区の考え方
<p>資料2-1_3ページ 分野横断的な支援として、保健・医療等との連携が挙げられているが、将来的には産業との連携も挙げてはどうだろうか。区のものづくりのポテンシャルを活かして、昨今のDXなども踏まえながら、障がい者の生活支援や就労支援のためのイノベーションが期待できるのではないだろうか。</p>	<p>DXの推進において、民間等の協力も検討して参ります。</p>
<p>資料2-1_5ページ SDGsについて触れているが、大田区がSDGs未来都市であることを踏まえてSDGsとプランとの関係をより具体的に示した方が良いのではないだろうか。</p>	<p>SDGsの掲載方法については、再度検討いたします。</p>
<p>資料2-1_10ページ 「障がい者、家族、関係団体に加えて、大田区社会福祉協議会を核として、地域住民、自治会・町会、区内事業者等が、それぞれの強みを活かして地域への関わりを持てるよう、連携・協働による取組を進めていきます」とあるが、ここは重層的支援や地域福祉コーディネーターと関連するかと思う。しかし、具体的な取組のイメージがはっきりしない。</p>	<p>具体的な取組が分かりやすくなるよう視点2の説明文を修正いたします。</p>
<p>資料2-1_10ページ 社会福祉協議会は社会福祉法人でもあり民間事業所でもあるわけで行政機関ではない。様々な事業所が参画していくことが期待されるのにもかかわらず、社会福祉協議会だけが固有名称で掲載されていることに違和感がある。</p>	<p>社会福祉協議会は民間団体ですが、社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として設置されています。そのため、固有名称を掲載しています。 具体的には、社会福祉を目的とする事業の企画と実施や、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助などを行っています。 社会福祉協議会は全市町村に設置されていますが、個々に独立した団体です。 大田区社会福祉協議会は、地域の皆さまや関係機関・団体、行政や福祉サービス事業者などさまざまな方との連携・協働のもと、「持続可能な社会」の実現に向けて、地域福祉の推進に取り組んでいます。また、地域福祉を推進する中核的な団体として、行政、地域住民、福祉関係者の協働により、地域生活課題の解決に取り組んでいます。</p>

<p>資料2-1_47ページ</p> <p>「障がい特性に応じた支援の充実」とされているので、「身体」というくくりを視覚・聴覚などにより細分化し、障がい種別の支援ニーズを分析していただけるとありがたい。</p>	<p>身体障がいの各障がい別の支援ニーズに対する分析についても今後検討していきます。</p>
<p>資料2-1_53・54ページ</p> <p>区民意識調査結果が掲載されており、差別解消法に対する区民の認識が非常に低いことがわかる。その課題として「障がい理解及び合理的配慮の提供の一層の普及啓発を進め、心のバリアフリーを推進することが求められています」と記載されている。課題として挙げられている文章が、一般的に深みがない印象がある。</p>	<p>ご指摘を受け、表現の修正を検討いたします。</p>
<p>資料2-1_71ページ</p> <p>「人材確保・育成・定着支援の充実」において、「分野や職種など様々な垣根を越えて」と記載されている。垣根を越えて人材確保を進めることで、福祉人材の専門性が担保できなくなることを危惧している。</p>	<p>「分野や職種など様々な垣根を越えて」というのは、福祉に限らず、保健・医療分野様々な職種の強みを活かしながら、それぞれが連携して、包括的に支援していくことです。</p> <p>大田区福祉人材育成・交流センターでは、複合課題対応研修等に加え、地域福祉推進研修や福祉従事者フォローアップセミナーなどを実施しています。</p> <p>障がい者総合サポートセンターでは、引き続き、障がい分野における専門的な研修なども実施します。</p>
<p>資料2-1_71ページ</p> <p>資料説明の際にも話があったが、サービス事業所の定員数と実利用者数が、居宅介護や同行援護が非常に近いとのことであり、これは飽和状態にあることを意味していると思う。このようなサービスを強化していくことが必要だと思われる。</p>	<p>障害者総合支援法の改正により、令和6年度から「地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組み」が導入されます。</p> <p>区のサービスの需給状況を把握し、こういった仕組みも活用しながらサービスの確保に努めてまいります。</p>

<p>資料2-1_73ページ</p> <p>「DXを活用した支援の検討」とあるが、デジタルを利用する側の当事者のスキルアップが必要になると思う。練馬区では先進的に取り組んでいるので、参考にしているかどうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。DXの活用にあたって、どのような支援が有効か検討してまいります。また、練馬区の取組については確認させていただきました。</p>
<p>資料2-1_93ページ</p> <p>「大田区手話言語及び障がい者の意思疎通に関する条例」は、手話や要約筆記の取組だけが書いてあり、他の障がいを配慮していると思われない。</p>	<p>「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」では、手話が言語であることの理解の促進及び、手話の普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通手段（読上げを含む音声、手話、点字、拡大文字、平易な表現など）の利用促進であり、手話や要約筆記を必要としている方のみに限らず、ほかの障がいについても配慮をすることとしています。</p>
<p>資料2-1_115ページ</p> <p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の説明文が分かりづらい。</p>	<p>ご指摘を受けて、分かりやすくなるよう説明文を修正し、素案に反映いたしました。</p>
<p>資料2-1_118ページ</p> <p>同行援護の事業所数が、33カ所とあるが、聞いた情報と異なっている。根拠を確認したい。</p>	<p>東京都で指定を受けている事業所の数となります。指定を受けている事業所については、都から名簿の一覧が送付されています。</p>
<p>資料2-1_133ページ</p> <p>（２）社会資源の適切かつ効果的な活用の書きぶりがネガティブに見える。明るい未来に向けた意気込みのようなものをかけないか。</p>	<p>今日的な状況を反映しており、このような状況を踏まえて、社会資源の適切かつ効果的な活用が求められているとしています。</p>
<p>資料2-1_135ページ</p> <p>モニタリングについて、障がい当事者の意見を言う機会がない。</p>	<p>大田区障がい者施策推進会議は、学識経験者、各障がい者団体の代表者、公募区民等で構成されており、様々な立場からのご意見をいただいております。計画策定の進め方については、引き続き研究して参ります。</p>